

## むつ市議会第192回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成19年6月21日(木曜日)午前10時開議

### 諸般の報告

第1 議席の変更

第2 議会運営委員の選任

#### 【一般質問】

第3 一般質問(市政一般に対する質問)

(1) 42番 坂井 一利 議員

(2) 4番 堺 孝悦 議員

(3) 9番 濱田 栄子 議員

(4) 20番 横垣 成年 議員

(5) 14番 澤藤 一雄 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（51人）

1番	山	本	留	義	2番	白	井	二	郎
3番	村	中	徹	也	4番	堺		孝	悦
5番	川	端	一	義	6番	川	下	八	十美
8番	菊	池	一	郎	9番	新	谷		功
10番	濱	田	栄	子	11番	高	田	正	俊
12番	村	川	壽	司	13番	東		健	而
14番	澤	藤	一	雄	15番	石	田	勝	弘
16番	富	岡	幸	夫	17番	杉	浦	守	彦
18番	柴	田	峯	生	19番	久保	田	昌	司
20番	横	垣	成	年	21番	工	藤	孝	夫
22番	大	澤	敬	作	25番	東	谷	正	司
27番	佐々	木	隆	徳	28番	立	石	政	男
29番	竹	本		強	30番	坂	井	一	利
31番	福	永	忠	雄	33番	飛	内	賢	司
35番	田	澤	光	雄	36番	徳			誠
37番	佐々	木		肇	38番	鎌	田	ちよ	子
39番	菊	池	広	志	40番	野	呂	泰	喜
41番	杉	浦		洋	43番	目	時	睦	男
44番	田	高	利	美	45番	澤	田	博	文
47番	柏	谷		均	48番	工	藤	清	四郎
49番	服	部	清三	郎	50番	杉	本	清	記
51番	慶	長	徳	造	52番	佐	藤		司
55番	本	間	千佳	子	56番	半	田	義	秋
57番	坪	田	智十	司	58番	齐	藤	孝	昭
59番	中	村	正	志	60番	富	岡		修
61番	川	端	澄	男					

欠席議員（9人）

7番	小	林		正	23番	千	船		司
24番	松	野	裕	而	26番	東	谷	良	久
32番	板	井	磯	美	34番	赤	松		功
42番	千	賀	武	由	46番	菊	池		清
53番	工	藤	直	義					

説明のため出席した者

市長職務 市職 務者長	田 頭 肇	収入役	田 中 實
教委 委員 育会長	山 本 文 三	教 育 長	牧 野 正 藏
公営企 業管 理者	杉 山 重 一	代 監 査 委 員	菊 池 十 四 夫
選 挙 管 理 会 長 委 員	佐 々 木 鉄 郎	農 委 員 会 長	立 花 順 一
総 務 部 長	齋 藤 純	総 務 部 務 監 整	佐 藤 忠 美
総 務 部 事 長 出 納 室	西 堀 敏 夫	企 画 部 長	阿 部 昇
企 画 部 事	近 原 芳 栄	民 生 部 長	佐 藤 吉 男
保 健 福 祉 長 部	佐 藤 節 雄	経 済 部 長	佐 藤 純 一
建 設 部 長	成 田 豊	建 設 部 事	石 田 三 男
教 育 部 長	新 谷 加 水	公 企 業 局 長	小 川 照 久
監 査 委 員 長 事 務 局	遠 藤 雪 夫	企 画 部 長	千 船 藤 四 郎
企 画 部 事 長 副 課	奥 島 慎 一	企 画 部 事 長 財 政 課	鈴 木 克 郎
経 済 部 事 長 副 課	櫛 引 恒 久	建 設 部 事 長 土 木 課	太 田 信 輝
選 挙 管 理 会 長 事 務 局	大 芦 清 重	教 委 事 副 中 公 民 館 長 員 務 理	佐 藤 敏
教 委 事 副 学 校 教 育 長 員 務 理	宮 木 則 男	経 済 部 長 水 産 課	笠 井 哲 哉
建 設 部 事 長 土 木 主 幹	布 施 恒 夫	農 委 事 次 員 務 員 会 局 長	吉 田 薫
川 庁 舍 所 内 長	工 藤 昭 治	川 産 業 振 興 課 長 内 業 庁 振 興 課	小 濱 琴 一

大 烟  
庁 舎 所 長  
総 務 課 部 長  
総 務 部 課 係 査  
総 務 政 査  
総 行 主

伴 邦 雄  
松 尾 秀 一  
澁 田 剛

脇 野 沢  
庁 舎 所 長  
総 務 部 課 長  
総 務 政 係

船 澤 桂 逸  
吉 田 真

事務局職員出席者

事 務 局 長  
総 括 主 幹  
庶 務 係 長  
調 査 係 査  
主 事 係 事  
議 主

小 島 昭 夫  
工 藤 昌 志  
金 澤 寿 々 子  
石 田 隆 司  
井 戸 向 秀 明

次 長  
総 括 主 幹  
庶 務 係 査  
主 任 主 査  
議 事 係 任

高 田 文 明  
柳 田 諭  
濱 村 勝 義  
葛 西 信 弘

## 開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（川端澄男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は49人で定足数に達しております。

## 会議録署名議員の追加指名

○議長（川端澄男） この際、会議録署名議員が不在となりましたので、会議録署名議員を追加指名いたします。

18番柴田峯生議員を指名いたします。

## 諸般の報告

○議長（川端澄男） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（川端澄男） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

## 日程第1 議席の変更

○議長（川端澄男） 日程第1 議席の変更を議題といたします。

（「議長、議事進行」の声あり）

○議長（川端澄男） 6番川下八十美議員。

（6番 川下八十美議員登壇）

○6番（川下八十美） 貴重な時間を割いていただいて議事進行を取り上げていただきまして、まことにありがとうございます。

日程第1の議席の変更についてであります、私は先ほどの議会運営委員会におきまして会派代

表者会議で決定され、議会運営委員会に諮られた議席表を手元にいただきました。私は、議席変更につきましては、私たちの会議規則第4条、「議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める」、こうなっておりますが、今回私たちは幾度となく繰り返された議席の変更でありまして、そういう意味からのきょうの変更のひとつときであります。

だが、川端澄男議長もご承知のとおり、今日まで議席の変更に当たっては、長年の私たちの議会の慣例として、原則と言ってもいいはずであります。私は40年間、直接、間接、むつ市議会に関与してまいりました。一貫してこの議席の変更に当たっては、無会派は何人おろうとも1番から、そして議長は最後尾、そして会派はそれに続くという形で今日まで行われてきたことは議長自らもご承知のほうであります。そして、去る12日の会派代表者会議に宮下前議長からも議席の変更の議題の会派代表者会議が開かれました。しかし、宮下前議長は、その日に議員辞職の意思表示をされて、18日付で議員はもとよりのこと、議長職も辞するということになりましたので、その会派代表者会議では、新議長にその議席の変更をゆだねるということで会派代表者会議を閉じているわけであります。

先日、会派代表者会議が開かれました。私は、都合によって、斉藤孝昭議員と私は今無会派でありますから、1番、2番の番号の選出はお任せしますよということで会派代表者会議には出ませんでした。なぜならば、今までのむつ市議会の流れにおいて、慣例としてそういう経緯があっただから、番号は1番であろうと2番であろうと私はお受けしますよと。ところが、きょうお渡しされた形では、どうなのです、これ。23番、24番が私と斉藤議員です。議席の指定ということは、その議員の屋号、いわゆる議会における看板なのです。

それを議長が慣例を破ってどういう形でこういう会派代表者会議でされたのか、まず最初にご説明してください。

○議長（川端澄男） 暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時28分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど川下議員から議事進行がありましたけれども、川下議員に申し上げます。

議席の変更要件につきましては、旧むつ市では、そのようにした例もありますが、川下議員も自民クラブの代表として出席しております合併後の最初の常任委員会選出時の平成17年10月28日の会派代表者会議におきまして、議席の変更についてを協議いたしました経緯がございます。

この協議の結果、議席の配置要件を決定しております。その要件は、一つに、会派に所属している議員は同列とすることを基本とする。二つ目は、議長は議席の最終番号とする、の二つが議席の配置要件として決定されて確認されております。したがって、川下議員お話しの無会派を前列にするとかの要件は、議席の配置要件には入っておりません。このことから、19日の議席変更の会派代表者会議では、川下議員が無会派として出席いただけず、会派の代表にお任せするとのことでありましたので、そのような議席に変更することに各代表者をご協議し、決定いたしましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

6番。

○6番（川下八十美） 理解できません。なぜならば、議席の変更の要件に入っていないことは当たり前のことなのです。これは、むつ市議会の長年の慣例なのです。原則と言ってもいいでしょう。我々は、3月14日に合併をして、最初の議会から

の議席の変更も、無会派は一貫して1番からだったのです。そして、議長は末席ですよ。それからまた重なる会派の変更や離脱があっても、そういう経緯でやってきましたでしょう。私が言っているのは、今回の川端澄男議長になって、どうしてそれを変えたのかという理由を聞いているのです。会派代表者会議でも、大変失礼ですが、代表者の皆さん方も、川端澄男議長のそういった指示がなかったから、今のこういう形になったでしょう。あなたは議長として一番最初に諮るのは、無会派は1番、2番、私と斉藤議員は1番、2番、どちらでも私はお任せしますと言っているのです。この原則を何で変えたかということ私は聞いているのです。会派代表者会議でよとしたのですか。議長が会派代表者会議に諮って、議長の方針がきちっと見えなかったからこういう形になるのではないですか。何で議長がこの慣例、前例を覆すのですか。

それに、今議会運営委員会が開かれて、議会運営委員会で初めて私の質問に対して本会議で答弁するようになりました。最初は、議長職権で休憩中に答弁された。私は、何回も言っている。開かれた議会をするためには、堂々と本会議で答弁なさいと。議会運営委員会がそれを認めてやってくれたでしょう。それはどうでもいい。どうして慣例を変えて、今こういう結果を出したかということを議長に聞いているのです。もう一回答弁してください。

○議長（川端澄男） 川下議員、会派代表者会議、これで各会派の代表が集まって、そのときにはあなたは出席しません、お任せしますということで会派代表者会議がこういうシナリオでいったということでありませぬ。ご理解してください。

○6番（川下八十美） いや、議長は、そういう言い方すると、私が正論の形になってしまうのですよ。私一人が出席しなかったから、会派代表者会

議では何らそういう話が出ないで、こう決めたと、こう議長が会派代表者会議にかぶせるけれども、私が1人出席しなかったらこういう結果になったということですか。そうだったら、議長がどうして会派代表者会議のリーダーなのですから、議長がトップなのです。今までの慣例をどうするのだと、これを破っても会派代表者会議の形はいいのかということのを会派代表者会議に議長が諮らなければいけないでしょう。そうであれば、私は貴重な議席の番号をいただくわけですから、ありがたくもらいます。だが、長年の私たちの議会の慣例を会派代表者会議でもそういうあれが出なくて決めたとという会議に流すのであれば、一人の議員として私は納得しません。私の方が正解になるでしょう。やりましょうか。議長、何とあなたは答弁するのです。してみなさい。

○議長(川端澄男) 川下議員、会派代表者会議で、これは決定したことでありますから、あなたは出席しておりません。だから、会派代表者会議は、代表者が決定した事項でありますから、とやかく私が言うわけにはいきません。

6番。

○6番(川下八十美) 議長、それだと会派代表者会議を非常に冒瀆をしていることですよ。議長がむつ市議会の代表なのです。もし会派代表者会議でそういう方向にいったとすれば、議長、何年議会やっていますか。議長も2回目なのですよ。今までのむつ市の議会の慣例はそうになっていることは知っているでしょう。そうしたら、その前例を破っても会派代表者会議で決めようとしたら、議長が1番、2番は無会派、議長席は末尾、こういう形をも無視して今回はそれで決めていいのですかと議長がリードをとるのが当たり前でしょう。何で会派代表者会議に責任かぶせるの。あなたがトップなのだよ。あなたの責任はどうなのです、これは。

これ以上は追及しないけれども……

(「議長、議事進行」の声あり)

○議長(川端澄男) 59番中村正志議員。

(59番 中村正志議員登壇)

○59番(中村正志) 議事進行中の議事進行を認めていただきましてありがとうございます。

ただいまの議論を聞いておりますと、なかなか議長、あるいは議事進行をかけました川下議員サイドの意見が食い違って議論が並行になっております。ここはいま一度休憩の議事進行をさせていただきたいと思えます。

○議長(川端澄男) 6番。

○6番(川下八十美) 今、中村代表の方から、私は議員というよりも中村正志議員も代表の一人でありますから、休憩大いに賛成です。願わくは休憩中に会派代表者会議を開かれて、そしてもう一遍整理されることを希望して私は終わります。

○議長(川端澄男) それでは、暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前11時45分 再開

○議長(川端澄男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議事進行につきましては、会派代表者会議を開きました。会派代表者会議では、今回の議席はこれで確認されました。今後につきましては、さまざまな要件も考慮し、検討することいたしました。

会議規則第4条第3項の規定により、お手元に配布の議席図のとおり、議席の一部を変更したいと思います。

変更となる議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

(事務局長議席番号・氏名朗読・別紙議席表)

○議長（川端澄男） お諮りいたします。  
ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに  
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

（「異議あり」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議がありますので、起立  
により採決いたします。

ただいま朗読したとおり議席の一部を変更する  
ことに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者49人、起立しない者1人）

○議長（川端澄男） 起立多数であります。よって、  
ただいま朗読したとおり議席の一部を変更するこ  
とに決定いたしました。

それでは、ただいま決定いたしました議席にそ  
れぞれ着席願います。

暫時休憩いたします。

午前 1 時 5 1 分 休憩

午前 1 時 5 2 分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開き  
ます。

## 日程第 2 議会運営委員の選任

○議長（川端澄男） 次は、日程第 2 議会運営委  
員の選任を行います。

本件は、3名の欠員が生じたので、これを  
補充するため行うものであります。

お諮りいたします。議会運営委員の選任につい  
ては、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、4  
番堺孝悦議員、31番杉浦洋議員及び59番富岡修議  
員を指名したいと思います。これにご異議ありま  
せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よっ  
て、ただいま指名いたしました4番堺孝悦議員、

31番杉浦洋議員及び59番富岡修議員を議会運営委  
員に選任することに決定いたしました。

昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

午前 1 時 5 4 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開き  
ます。

## 日程第 3 一般質問

○議長（川端澄男） 次は、日程第 3 一般質問を  
行います。

質問の順序は、抽せんにより坂井一利議員、堺  
孝悦議員、瀧田栄子議員、横垣成年議員、澤藤一  
雄議員、大澤敬作議員、工藤孝夫議員、目時睦男  
議員、鎌田ちよ子議員、東健而議員の順となっ  
ております。

本日は、坂井一利議員、堺孝悦議員、瀧田栄子  
議員、横垣成年議員、澤藤一雄議員の一般質問を  
行います。

## 坂井一利議員

○議長（川端澄男） まず、坂井一利議員の登壇を  
求めます。42番坂井一利議員。

（42番 坂井一利議員登壇）

○42番（坂井一利） きょう朝第 1 番の予定でござ  
いりましたが、午後 1 番になってしまいました。

質問に入る前に、さきに亡くなられました川内  
選出の牛滝春夫議員並びにこのたび杉山市長の急  
逝と。心よりお悔やみ申し上げたいと思います。

質問に入りますが、まず先ほど皆さんに渡して  
あります質問の順序とちょっと違いますけれど  
も、お許し願いたいと思います。

むつ市議会第192回定例会は、最高責任者のい

ない異例の議会になりましたので、ある程度考慮しながら質問いたしたいと思っております。

まず最初に、第1次産業における若年労働者、いわば後継者対策であります。また、第1次産業ばかりでもなく、他の産業においても若年労働者を引きとめる方法論としては具体的な方策がないような状態が続いておるわけですが、この地域における魅力ある職場、活気ある産業、長年待ち望んでおりますが、いまだに定着、継続的な発展し得る企業がこの地域に育っておりません。

このたび杉山市長の急逝により、今度選挙により7月15日には新指導者が誕生しますが、新むつ市長とむつ市民は、みんな今ある資産、または産業を官民挙げて育てる努力をしなければ、あすのむつ市の発展は見込めないのではないかなと思っております。時には、今ここにいらっしゃる皆さんも含めて新しい指導者にもお願いしなければならぬことではあります。年度を通して、また何年かのきっちりしたタイムスケジュールをつくり、示しながら活力ある産業の発展、活性化を育てていかなければ若年労働者を引きとめることができないと思っております。その若年労働者を引きとめるための具体的な対策を何か考えておりましたら、今の立場で責任あるお答えがありましたらよろしくお願いたします。

次に、農耕地の放棄地でございます。昭和40年ごろは、国道から集落の周辺は田畑が広がっており、農村のほっとするような風景が見られたものであります。今は、国道等を走行しておりますが、ほとんど農耕地を見ることができないような状態です。

具体的な放棄地、私の出身地の宿野部地区であります。その放棄地というのはもとは水田で、私らの太ももまでぬかるような湿田でありました。それが今はヨシが繁茂して、春にはそのヨシが枯れて、約15ヘクタール程度の非常に枯れた状

態で、いつ大火災が発生するかというような不安を常に抱いているような状態です。

さらに、その水田にもともとその田畑を利用する水路がありましたが、それらの水路もヨシ原の根によりほとんど水路の痕跡が薄れているような状態で、排水が非常に悪い状態になっております。そのために、多目の雨が降ると、集落の方の市道の方が冠水するというような状態で、常に水害の心配もしております。火災と水害の恐怖をなくするに当たり、耕作放棄地ではありますが、登記上は農地であり、有効利用するにも幾つか法的にクリアにしなければならない問題があります。それに多少の経費が必要となりますし、さらにこの放棄地は個人の所有財産でもあります。それらを含めながらも、これからそこを有効利用するためにはどうしたらいいのかと苦慮しておりましたところ、たまたま脇野沢地区の河川改修の残土が約7万立米以上出るという話を聞きまして、何とかその湿田を埋めて、ヨシ原の火災の心配をなくすることと水害の心配をなくすること、さらには土地の有効利用という形でできないものかと。市役所等の担当者たちと何回か相談しながらおりましたが、金のかかることですので、それと県との折衝の問題があります。何とか火災と水害と土地の有効利用、それにその有効利用することによって地域にハウス栽培をやりたいという青年もおりますので、そうしますとすぐ住宅の裏手の方で、近くでそういうふうな活動ができるのではないかと。そういうことで、一つの例としてぜひこういうことができるものならば、各地区にそういうものがあるわけですから、新しい方策を見つけながら、有効利用の方策をとったらどうでしょうかと、そういうふうな意思があるやなしやということ、それもお尋ねしておきたいと思っております。

それから、漁業における安心安全についてであります。私は川内地区の漁業について具体的に

取り上げていきたいと思います。川内町漁協の漁業区域であります、皆さんご存じのように、非常に限られた面積の中で漁業が営まれております。最近では、川内地区の漁業がナマコとかアカガイとか、特にナマコの価格の高騰により、それに引っ張られて結構いい状態で推移しております。しかしながら、面積の関係で漁獲量をこれから大幅にふやすことができないのは、皆さんもおわかりだと思います。当然そうしますと、収入がある程度限られた状態になる。将来の健全経営、若者たちが参加できるような魅力ある漁業を構築するためには、さらにハードルを高くして地域の産物の付加価値を高めなければならないと私は思っております。そのためには漁港の周辺、または海、それらを含めて日本一きれいな、清潔な生鮮食料を扱うところとして目指さなければあすの発展が見えてこないと思っております。そのために行政が何の手助けができるか、お互いに漁業者と協力して何ができるだろうかと。それらを含めて、もしも具体的なアイデアがありましたら行政の方からも出してもらいたいと思います。

次に、林業の振興と公共物の地元木材による建設についてであります、これは2年前、この場で市長と議論したときに、公共施設に地元木材を使う気はないのかという問いに対して市長の方から、スタッフがなかなかうんと言わないのだよという答えをもらっております。さて、今市長がおりませんが、今ここにいらっしゃる職務代理人であつたり部長であつたり、皆さんは地元産の木材を使って、地元の林業の振興に協力、さらに発展をさせるような方策で、その意思があるやなしやということをお尋ねしたいと思います。

次に、国道338号の改良計画についてであります。これは、仲間の川内地区選出の議員たちと県の方にも、また県議会議員のお力をかりながら、

道路幅の2車線の確保ができないような狭隘な場所とか、それから急カーブの場所とか、それから高低差の非常に激しい道路とか、それは松川であつたり宿野部であつたり蛸崎であるわけなのですけれども、いろいろ県の方で調査しながら市の方とも進めていらっしゃるようですが、この今後の見通しについて、今現在どの程度の進捗状態になっているのか、また市としてはどのようにしたいと思っていられるのか、その辺のお答えがありましたらお願いしたいと思います。

それから、三つ目でございますが、庁舎移転についてであります。庁舎移転についての今日までの流れであります、一般市民にとっては庁舎の移転の方法論、非常に不明瞭、わかりづらいと皆さん言っております。本来ならば、庁舎移転については基本的財源等を確保したうえで、市民また我々のコンセンサスをきっちり得たうえで3分の2の同意をもって移転すると。法律はそんなに難しく書いていないです。ただし、過去の判例とかただし書きを利用した拡大解釈等にも見える方法論でこういう重大なことを決めてほしくないのです。ここに教育長等もおりますが、決して今の方法論では、子供たちにも理解し得る方法論ではないと思っております。法律は、もっと簡単なものです。また、ここにいらっしゃる皆さんも含めて、また新しく当選して市長になる方も、市民にきっちりわかるような方法論で今後の庁舎移転についての議会への提出もそういうふうにしてくださるのかどうか、改めてその辺もお答え願いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川端澄男） 市長職務代理人副市長。

（田頭 肇市長職務代理人副市長登壇）

○市長職務代理人副市長（田頭 肇） 坂井一利議員のご質問にお答えいたします。

順序を先に第1次産業の質問にお持ちでございますので、第1次産業の農林水産、このすべての分野にわたっての振興策を、雇用等も含めまして、今お尋ねでございますが、6月という時期、新年度が既にスタートしております。そして、お話しのとおり、市長が欠けている中では、この問題については過去何人かの議員のご質問を賜っておりますが、願わくは時期的には12月あるいは遅くとも3月ごろにご質問いただければという思いを持ちながら、前に市長が説明した中での経過というような形で私の方からは答弁させていただきたいと思っております。

ご質問の第1点目、農林漁業の後継者対策についてであります。まず、農業の後継者についてであります。本市は農産物を販売している農家は516戸あり、その中で後継者のいない農家は69%の357戸とされておりますが、大規模農家では後継者が確保されているものの、比較的規模の小さい農家の後継者が少ないという状況にあると考えております。市では、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想で将来の農業経営の目標を示したほか、関係機関等で構成するむつ市担い手育成総合支援会議を設け、具体的活動を進めており、平成17年度には1人ではありますが、30代の新規就農者が補助金を活用したハウスでのイチゴ栽培に取り組んでおり、これからの経営の確立のため指導助言を行うとともに、その成果が地域の刺激となることを期待しております。今後も経営の確立と担い手確保、育成に継続して取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

林業後継者につきましては、経営体の57%が規模の小さい家族経営で、農業や他産業との兼業が主体であることから、基盤となる農業経営の確立や森林組合等の活用を進める必要があると考えて

いるところであります。

漁業後継者につきましては、近年水産業を取り巻く環境が沿岸の水産資源の減少や輸入水産物の増大による魚価の低迷、燃油価格の高騰、さらには大型クラゲの来遊やトドの来襲等、依然厳しい状況が続いております。このような中、若年労働者の漁業への就労が極めて難しい状況にあり、平成15年の第11次漁業センサスによりますと、本市管内の漁業就業者数は全体で1,021名となっており、うち29歳未満は42名で、全体の4.1%、19歳未満は5名で全体の0.5%と極めて少ない就業状況となっているところであります。

このような現状から、市といたしましては、漁業経営の安定を図るため県と連携しながら、漁港等の生産基盤整備やナマコ等の増殖場の整備を図る一方、つくり育てる漁業や資源管理型漁業を推進し、漁業担い手確保育成事業等にも取り組んでまいったところであります。その結果、近年ナマコ価格の高騰もあり、川内町漁協では平成17年以降3名が新規に就労していると伺っております。今後とも県や漁協と連携しながら、ナマコ等水産資源の増大に向けた取り組みなど、漁業経営の安定に向けた環境づくりに努め、漁業関係者とともに後継者の育成を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の第2点目は、農業の耕作放棄地の今後の対策についてであります。2005年農林業センサスによりますと、全国の耕作放棄地面積は38万ヘクタールとされ、これは当市面積の4.4倍にも達する面積であり、このことは食糧の安定供給や農地の多面的機能の発揮等に大きな課題とされており、本市においても平成18年12月、むつ市議会第190回定例会において柴田議員の質問にお答えいたしておりますが、農業振興地域内の農用地面積4,745ヘクタールの中で耕作放棄地は447ヘクタールで、約10%あると算出されております。

耕作放棄地が発生している要因は、土地条件や高齢化による生産意欲の減退、さらには地域内の受け手不在などが挙げられ、本市ではこれまでも担い手への集積等による耕作放棄地の拡大防止に努めてまいりましたが、歯どめがかからない実情にあり、このことはむつ市に特化したものではなく、全国共通のものであると思っており、国におきましても、耕作放棄地対策を重点的に取り組む方針を示し、市町村に対して遊休農地解消計画の策定を求めており、市においてもこれまで市内各地域で取り組んできた作物の再認識や景観作物の導入、さらには地域の創意工夫による農地管理や企業の参入など、策定に向けて検討をいたしておるところであります。

坂井一利議員ご発言の宿野部地区の耕作放棄地につきましても、このような検討をしていく中で、営農計画や受益者負担のあり方等地域関係者の意向を把握しながら対処してまいりたいと存じますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、漁業の安心安全についてのご質問にお答えいたします。ご質問は、漁業経営の安定化の面での水産物の付加価値向上対策、それにつなげての消費者が望む安心安全への取り組みを行っていく必要があるという趣旨とお受けとめいたしました。そのためには、生産海域であります漁場環境の保全や水産物を出荷する際の衛生管理が大事であると認識しているところであります。

市といたしましては、これまで陸奥湾の水質保全を図るため、下水道の整備や沿岸に堆積しているごみを除去するための漁場環境美化推進事業並びに泥の堆積により悪化した漁場の回復を図るための漁場環境保全創造事業を実施してきたところであります。また、県におきましても、川内川流域約1万3,000ヘクタールを青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例に基づき保全区域に指定しているところであり、今後漁場環

境の保全につながるものと考えております。

一方、消費者が望む安心安全への取り組みは、本来生産者である漁協や漁業者が中心となって取り組むべきものであり、市といたしましては、これまで水産物の蓄養や出荷に際し、冷却殺菌海水の導入を指導、支援してきたところであります。水産物が良好に流通して漁業者が適正な収入を得ることが水産業を維持するうえで不可欠でありますことから、今後は流通の拠点である漁港施設や荷捌施設においても衛生管理を徹底するよう漁協や漁業者を督励しながら、漁業の安心安全への取り組みに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次の林業の振興としての公共施設の地元木材による建設についてであります。木材流通の現状を見ますと、下北地域で生産された原木は、岩手県等県外で加工されて再び県内に戻り、建築資材として利用されている例が多いとされており、青森県では農畜水産物に加えて木材についても地産地消の運動を進めておるところであります。

建築用木材は、建築様式の変革等により、柱角材から集成材、さらには単板積層材へニーズが移っているとされており、また乾燥度合いや寸法、安定性、強度といった品質、性能の確かな製品であること、さらに受注製品をジャストインタイムで納入できることが求められております。残念ながら、むつ市内でこれらのニーズに対応できる加工場はごく限られたものであると思っております。しかし、価格や供給体制等、クリアしなければならない点も多くあり、今後の課題とさせていただくことでご理解を賜りたいと存じます。

次に、国道338号の改良計画についてであります。ご質問の1点目、道路幅2車線の確保について、2点目、急カーブで見通しが悪い場所の改良について、3点目の調査については関連がありま

すので、一括して答弁させていただきます。

ご質問の箇所は、むつ地区と西通り地区を結ぶ唯一の幹線道路であります。夏場でも大型車が容易に交差できない狭隘な区間や見通しが悪いカーブとなっており、豪雪地帯である当該地区の冬場に至っては、さらに状況が悪化するとの認識を持っております。市といたしましては、以前より国道を管理しております県に対し、宿野部地区を初めとする狭隘箇所及び見通しの悪いカーブの改善についての要望をいたしてきているところであります。また、市議会及び地区会等においても、あらゆる機会を通じて熱心な要望活動を行ってきた努力の結果、県の平成19年度予算の新規事業として松川、宿野部、蛸崎の3地区の調査費が認められるに至ったものと考えております。今後県においては、整備ルートの検討案等を作成して、国の補助事業採択に向けていきたいとのことであり、また、現時点においては、用地買収の時期や工事への着工時期及び完成時期等の見通しはお答えすることができませんが、市といたしましては、早期着工が図られるよう努力してまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、庁舎移転についてのご質問にお答えいたします。市民や議員の判断材料が不足しているということですが、判断する材料をどこまで求めるかということにつきましては、それぞれの事案、事件により一概にこれが基準ということでもなく、難しいものがあると思います。市長が昨年2月、新聞記者の取材に対し、一つの選択肢として庁舎移転を述べたことに端を発した旧アークスプラザの取得ですが、確かに当初の段階では破産管財人との接触もなく、まず移転について議会のご意向を伺うという市長のスタンスでございましたので、市の税務課の資料でしか臨むべくしなく、議員の皆様からも資料不足のご指摘を受

けましたことはそのとおりであります。そうした中でも3月の定例会での一般質問、7月の全員協議会における説明、そして9月の定例会と10月の臨時会における議案のご審議を経て、旧アークスプラザ建物、土地の取得について御議決をいただくまで、その都度議員の皆様からのご質問に市長は真摯に答弁してまいりました。また、具体的な項目に関しては、担当部長から補足説明もさせていただき、総じてご理解をいただいたものと受けとめております。

本定例会の冒頭で本庁舎移転基本計画審議会の答申を尊重して策定した本庁舎移転基本計画を行政報告の形でお示したところでありますが、取得までの議会における審議のやりとり等、十分な反省をも踏まえ審議会を設置し、ご議論をいただいたものであります。もちろんこの間の経緯につきましても、市民の皆様にもその都度市政だよりで広報してまいりました。特に基本計画案の策定に当たり審議会では、委員の皆様から提示してほしい資料をお聞きしながらご検討願う方法をとりました。委員の皆様も最初は事柄が余りにも大きく望洋としており、どのようなことから検討すればいいのかわからないというご意見もございましたが、回を重ねるごとに活発な意見交換がなされ、特に市庁舎に持たせるべき機能の協議の際には、市民の意見や職員からの要望も踏まえ、それぞれのお立場からの時宜を得たご提案により市民サービスや協働の精神を盛り込んだほかに誇れる市庁舎とする基本計画ができたものと考えております。その審議会の席上提示いたしました資料は、審議会の議事録とともに市のホームページに掲載しており、すべて公開し、閲覧できる状況を整えておりますし、また市政だよりでも審議会の検討状況を紹介し、市民の関心も喚起するよう努めておりまして、作成された基本計画の概要も6月下旬号の見開きページに掲載することといたしてお

ります。

今後のことにつきましては、基本計画の中でも基本計画が公募による一般市民と公共的団体等の代表や有識者による審議を経て策定されたものであることを踏まえ、今後移転するまでの間も移転にかかわる計画や内容を市民へ情報発信するように努め、市民との合意形成のもと進めていく基本姿勢を保つことが大切であるとしております。今後ともさまざまな媒体を使いながら情報公開していくとともに、引き続き市民の皆様からのご要望なども受けながら、市民のための市庁舎とする努力をしまっている所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川端澄男） 42番。

○42番（坂井一利） 3点ばかり簡単に。

耕作放棄地のことなので、つまらないことですが、副市長、シュクノベではなくシュクノへですから。

実は、先ほどヨシ原の原野になっている部分で、火災と水害を防ぐために、それに水路の変更等を伴って、例えば土盛りした場合、約1万3,000平米程度の面積においてそれらを土盛りしますと、約2万立方ぐらい、これらを先ほどお話ししましたように、脇野沢の河川改修の残土等を有効利用できれば非常にいい形で三つの要素がクリアできるのではないかと。こういうことに対して、そういう意識の問題でやろうというふうな、やってくるのかどうか、前向きにその辺のところを検討してもらいたいと思います。

それから、2点目、漁業の問題になりますけれども、答弁のおおむねは了解いたしました。漁場の環境づくりに当たり、先ほど下水道等の完備のお話をしましたが、旧むつ市自体が下水道等の普及が非常におくれていると。ただ、他の方でも旧川内町とかそっちの方でも下水道の普及がこれからまだまだどのぐらいかかるかわからない

と。そこで、提案なのですけれども、下水道と合併処理浄化槽との兼ね合いをもう少し、合併処理浄化槽等の利用普及率を高める。調整すれば新しい方法が安い予算でできるのではないかと。それによって海がより以上にきれいになるのではないかなと。その辺の問題を一つ。

さらにもう一つは、先ほど林業の問題でお尋ねした流れの中で、これ意識の問題なので、皆さんが、職員の皆さんも、副市長も含めてなのですけれども、地元産のものを第一義に考えて計画の中に組み入れていけばいろんな形のものが変わってくると思うので、そういう意味で意識の問題ですから、皆さんにその心構えがあるかどうか、そのような方向性を持てるのか持てないのだろうか、そういうことをお尋ねしているわけでありませう。

それから、最後の庁舎の移転のことですけれども、結果でいろいろお話ししておりますけれども、これを出してくるに当たってのプロセスの問題を私は話しているわけなのです。そういう問題が余りにもずさんなやり方で、これは進められてきたと。私前に杉山市長にも、こんなめちゃくちゃな議会のやり方あるかというふうな形でお話ししたことがありましたら、全くそのとおりだと。だから、その反省を踏まえて、これからそういうプロセスをきちりした形で議会に提出してもらいたいと思っておりますものですから、その辺のところをもう一度お答え願いたいと思います。

○議長（川端澄男） 市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（田頭 肇） ヨシ原の不耕作地についてのそういう土盛りをすることでの水路等の切りかえということでございますが、これは農地であり、宅地であり、また農地であれば特にそういう水路の所有関係がどうなっているものか。国有の里道、水路なのかどうか、その辺の問題もあろうかと思っております。切りかえにはそうい

う国有財産であれば、当然に国の手続等がございます。造成してそういう災害を未然に防止するような手法、工法がどのようなものか定かではありませんが、まず坂井一利議員が言われます地域の安全対策を含めての方法ということでのそういう水路、里道等の国有財産のかかわりは青森財務事務所との協議が必要になるかと、こう思います。

それから、漁場でございますが、合併処理浄化槽につきましては、今新築家屋の場合は、昨年平成18年度からは、これは義務づけられております。下水道と並んでかなり精度がよくなっているそうでございます。これは新築住宅の一つの義務化になっておりますので、下水道と合併処理浄化槽の組み合わせがうまく進んでまいれば、漁場環境にも良好な結果がついてくるものと、こう思っております。

林業につきましては、非常に難しい問題でございます。今ただちに具体的なということでの方向性については持ち得ないところでございますが、この林業政策につきましては、新市長誕生も見据えながら、十分時間をかけて協議していきたいと、こう思います。

庁舎の問題でございますが、プロセスにつきまして、答弁でも申し上げましたが、確かに前段の、市長がそういう取材につきまして申し上げたことが報道され、それ以降、先ほど申し上げましたとおり、前段はやはりこの物件の特性と申しますか、破産財団の所有のもと、企業が来るのか、そしてまた市長が手を挙げての庁舎としたいというような、そういう競合性の中で、まず移転というものが議会の皆様にとっていかがでしょうかということでの最初のスタンスでございました。先ほど申し上げましたとおり、非常にその辺では資料の提出の制約があったことは事実であります。今坂井一利議員お話しのように、非常に唐突ではないかということでは、全体の流れを見て、結果とし

てそういう点がなきにしもあらずと、こういうことは私どもも十分注意していかなければならない点かと存じております。出発点からそういう大きな、あるいは議会にかかわる問題につきまして十分な情報提供、そして協議の場ということを重視していくことには、市としてもトップとしてもそういう方針は変わらないのではなかろうかと思っておりますので、ご理解お願いいたします。

○議長（川端澄男） これで、坂井一利議員の質問を終わります。

2時まで暫時休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 2時01分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

堺 孝悦議員

○議長（川端澄男） 次は、堺孝悦議員の登壇を求めます。4番堺孝悦議員。

（4番 堺 孝悦議員登壇）

○4番（堺 孝悦） 通告に従って一般質問させていただきます。大畑選出の自民クラブに所属する堺孝悦です。質問事項として四つを述べさせていただきます。

1番目に除雪体制について、これはもう3回目です。合併後、一部直営除雪から全面委託へと移行したわけですが、その理由と費用の度合い、さらには住民サービスの仕方の評価、今把握している現況の問題点と改善点を述べよということでは、

二つ目、地方公務員の退職後の就職状況について。地方公務員とうたってありますが、この際地方公務員とは、むつ市の市職員の退職ということでは、就

職後の就職先と身分、把握している範囲内で述べていただきたい。

三つ目、市職員の特別手当及び手当制度についてです。現況の手当とその支給理由、さらには金額を述べよと。

四つ目、市税の徴収方法についてです。現況の徴収方法を述べよと。また滞納の理由、金額を述べよということです。

以上、4点について簡潔に説明を求めるものであります。

以上、よろしく。

○議長（川端澄男） 市長職務代理者副市長。

（田頭 肇市長職務代理者副市長登壇）

○市長職務代理者副市長（田頭 肇） 堺孝悦議員のご質問にお答えいたします。

まず、除雪体制についてのご質問で、一部直営除雪から全面委託へと移行した理由と費用の度合い、住民サービスの仕方の評価等、現況の問題点と改善点を述べよについてであります。

初めに、一部直営除雪から全面委託へと移行した理由につきましては、平成18年12月のむつ市議会第190回定例会及び平成19年3月のむつ市議会第191回定例会の一般質問においてご質問をいただき、お答えしたところでございます。そのお答えいたしましたとおり、合併時の協議に基づき全面委託としたものであります。

費用の度合いであります。大畑地区では平成17年度まで3名の臨時職員により一部直営除雪を実施しておりますので、これにより除雪期間の約4カ月間の賃金と貸付機械による委託費を比較してみますと、これまでの委託の実績から双方の除雪車1台当たりの平均稼働時間を約100時間として計算した場合には、委託の方が費用は安くなります。ただし、直営の場合は委託とは違い出勤命令にとらわれず作業ができるため、稼働時間に制約がありませんので、一概に費用の度合いははか

れないものと考えております。

次に、住民サービスの仕方の評価等でございます。現況の問題点と改善点についてであります。除雪に対する評価は市民からの苦情、要望、お礼という形であられてまいります。現況は、まことに残念であります。苦情や要望が多く、改善の必要性は否めない状況にあります。この改善策が急がれております。現在各庁舎の除雪担当課により今後の除雪体制全般にかかわる検討会を立ち上げておまして、これらの問題もあわせて検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、地方公務員の退職後の就職状況についてのご質問にお答えいたします。今堺孝悦議員、市役所職員の退職後ということで発言しておりますので、そのようにお答えいたします。

今国会においては、国家公務員の再就職については、いわゆる天下り規制と営利企業への安易な再就職防止策としての人材バンク制度がセットになって議論されているところであります。しかしながら、本市においては、こうした議論を持ち出すまでもなく、市役所退職者の退職後の就職をあっせんするようなシステムは持ち合わせておりません。本市の現状からしても、そもそも受け皿となる再就職先となりますと、かなり悲観的でありまして、民間の雇用の妨げにもつながる心配があります。

他方、団塊の世代の大量退職、超高齢化社会の到来といった社会的背景を考えたとき、官で培った専門的ノウハウやスキルが健全な形として生かせる職場であれば退職後の再就職も民間事業者にとってはある種のプラス要因になり得ると想定できなくもありません。したがって、地方公務員退職者の就業先等については、官民癒着の温床になるのではという一面、あるいは有益な人材の活用になるのではという一面と確かに両面の意見

があろうかと存じます。市といたしましては、退職者の追跡調査を行うことについては、基本的には個人情報保護の尊重という立場からも異論を挟まざるを得ないと認識いたしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、職員に支給しております各種手当に関するご質問にお答えいたします。まず、各種手当の中で最近改正したものと、その効果ということについてお答えいたします。職員に給与として支給している手当は、一時金として支給する期末勤勉手当や寒冷地手当のほか、一月を単位として支給するものとして、職員の届け出に基づく扶養手当、住居手当、通勤手当、また勤務実績に応じて支給する特殊勤務手当、時間外手当、休日勤務手当などがありまして、手当の支給方法は原則として国の基準に準拠し、県の支給方法を勘案して定めております。

この中で特殊勤務手当は、本年度から支給対象などを大幅に見直しております。特殊勤務手当は、著しく危険、不快、または困難な勤務、その他の特殊な勤務でありながら、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと考えられるものに従事する職員に支給する手当で、手当の支給対象となる勤務と支給額は特殊性の解釈によりある程度各自治体の裁量に任されているわけではありますが、本市においては昨年度職員給与の支給方法の見直しを図るという行政改革の一環として他市の状況を勘案し、改定に踏み切りました。これまで12種類あった特殊勤務手当の中で支給実績のないものや、社会通念上危険、不快を伴うとは言いがたいと判断されるものなどを廃止したもので、平成19年度からは7種類の手当に縮減いたしております。

具体的には、税務手当及び福祉現業手当の支給対象を縮小、限定し、家畜管理手当、ボイラー操作手当、危険作業手当、用地交渉手当、特殊自動

車運転作業手当の5手当を廃止したもので、これにより平成19年度は支給対象職員数が約80名、支給額は約320万円となる見込みでありまして、平成18年度決算と比較して、支給対象職員数で約100名の減、支給額で約400万円の減となります。ただし、特殊勤務手当縮減の動きは全国規模のものであり、青森県や県内他市でも大胆な見直しを行っている状況にありますので、本市としても勤務実績に応じた適切な手当であるかどうかの検証を今後も継続する必要があると考えております。

他の手当に関しては、国あるいは県の支給基準をそのまま採用しているものですので、人事院勧告等による改定に当市も準拠しております。

生活給的な要素が強い扶養手当、住居手当、通勤手当については、本人の届け出により支給する手当ですので、届け出漏れがないよう職員に注意を喚起するとともに、支給権者側としての現況確認も行っております。

いずれにいたしましても、職員の給与の支給については、公務員給与としての厳格な取り扱いが求められるもので、諸手当の支給に関しても、それまでも、その時々为社会経済動向によって変遷してきたように、これからも変わり得るものであり、その都度当市の事情をしんしゃくし、改定の是非を判断していかなければならないものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市税の徴収方法についてのご質問にお答えいたします。まず1点目は、市税の督促状が翌日になるとすぐ発布され、1年に8回も出されるのは煩瑣過ぎて圧迫感がある、これを何とか解消できないかのご質問でございます。ご承知のように、市税の徴収方法には、普通徴収、申告納付、特別徴収の3通りの方法がありますが、このうち普通徴収では4税目、個人市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税を集合徴収方式として毎年6月から1月までの8期割りの納期で徴収

しております。市外に居住する納税義務者とか法人所有の固定資産税は除かれております。

ご指摘の督促状につきましては、地方税法第329条、これは市民税、第371条固定資産税、第702条の8都市計画税及び第726条国民健康保険税にそれぞれ規定されております。その内容を改めて申し上げますと、納期限までに納められなかった集合税につきましては、本来の納税者に対し、その支払いを求める書面が督促状であります。市税等の督促は、督促状によらなければならず、口頭の督促では無効となってしまいます。地方税法のそれぞれの規定により納期限後20日以内に督促状を発するものとされております。この督促には、督促状に記載された金額の範囲内で納税の催告として租税徴収権の消滅時効中断の効力がありますほかに、差し押さえその他の滞納処分の前提要件となっており、さらにはむつ市税条例に規定する督促手数料を徴収する根拠となっております。

当市におきましても、市税が完納しない場合には毎月の件数が相当数になりますことから、電算システム化して督促状が発せられるように事務の省力化、効率化を目指していることもあって、毎月の督促状が出されているものでありますので、ご理解、ご協力をいただきたいと存じます。

2点目は、市税の滞納額が年々増加している主な理由は何か、滞納額は幾らなのかとのご質問であります。これは、増加している滞納額を詳細に分析し、これからの徴収対策に生かすための実態把握すべきでないかとのご指摘であると存じます。平成18年度の集合税につきましては、出納整理期間が終了し、ただいま鋭意精査中でありますので、平成17年度の集合税の決算数値でご説明させていただきます。

集合税の滞納額につきましては、収入未済額のうち滞納繰越分に絞ってご説明いたします。

集合税全体といたしまして、調定額の滞納繰越

分が15億5,990万3,067円、うち国民健康保険税は9億9,383万4,221円となり、収入未済額の滞納繰越分が11億8,632万1,363円、うち国民健康保険税は7億6,762万320円となっております。これは、調定額に対しまして76.1%の割合であります。

そして、滞納額が年々増加している理由でございますが、主なる要因といたしましては、長引く景気低迷が続いていることから、返済の厳しさを訴える企業や、制度融資を受けられず倒産する企業、中小企業のリストラによる失業者の滞納に加え、徴収滞納者や悪質滞納者の未納も増大いたしております。また、市街地の空洞化による収入の落ち込みや自己破産する滞納者も増加し、大口納税者の納付遅延もあります。さらには、税制に対する不満、出稼ぎ者の給与削減や二重生活による生活費の増大、転出者の徴収困難、自営業者や飲食店経営者、そして不動産業者などの経営不振などとなっております。

以上です。

○議長（川端澄男） 4番。

○4番（堺 孝悦） では、再質問させていただきます。

一つ目の除雪体系について、全面委託の方が経済的に有効であるという答弁をいただきました。反面、また直営と違って臨機応変にできないということは、これは私もわかっているのです。私が特に今回問題にしたいのは全面委託、これに踏み切る場合、合併協議会の申し合わせ事項であったという答弁でありましたけれども、しかし従来旧大畑町は一部直営でやってきたわけです。その際我々は、やはり臨機応変に高齢者の方々の除雪とか、あるいは不在とか、そういう部分では非常に従来旧大畑町では利便性があったわけです。この点を失ったというのは非常に私は残念に思っていますので、この辺もう一回、果たしてこれから全面委託でいったいいいのか。それから、直営の部分

を失った部分では、もう一回考え直すのか、そういう気があるかどうか、答弁願いたい。

それと、全面委託ということでもう一つあるのですけれども、融雪という道路の路面を解かす作業がありますね。この融雪が去年は全面委託されたわけです。その委託の理由を聞いた場合、従来手なれているから、その業者をお願いしたのだということでした。私は、融雪については深夜労働でもあるとか、そういうのを考えますと、一部理解はしますけれども、その業者を特定したということがありますので、その融雪の業者を選定した理由を述べていただきたい。

二つ目の地方公務員、特に市役所ですけれども、個人情報の問題もあるから、余り関与はできないと、これもわかります。ただし、高齢化社会になって、人生60そこそこで定年退職を迎えて、まだ民間で言えばばりばりです。そういう方々が活躍する場をつくった方がいいのです、簡単に申し上げれば。したがって、ハローワークに行ってもこのごうの、あるいは縁故関係もこのごうのでありましょうけれども、その人材が望むのであれば、望まない人は仕方がないです。自分自らの経歴といろんな特技とは言わなくても能力をぜひ活用したいという人があれば、そういう方々だけでも取りまとめをして、民間とのこれからの高齢化社会に向かって競合しながらも能力を開発するという窓口を設けるのが僕はいいと思います。その辺の考えはどうですか。望む人だけで結構です。

三つ目の特別手当。今12あったものが減ってだんだん少なくなってきたと言いますけれども、今残っている科目、これをもう一回聞きたい。削ったのは大体聞きましたけれども、残っている分だけでいいです。

それから、市税の徴収方法についてもう一回聞きましょう。旧大畑町では、かつて6期だったの

です。そして、合併後8期になったわけです。つまり簡単に言えば、2回のが1.5という数字で期間的には短くなったわけです。したがって、収納する側にとってみれば細かく分析しているから払いやすいだろうと思われるかもしれませんが、納める方してみれば、やっぱり圧迫感があるのです、はっきり言って。納めたと思えばすぐ来たと。特に地方の人たちは、1次産業の衰退、高齢化社会が中央部よりも増大しているわけです。そういう中で、収入が少ない中で、なおかつ督促が従来の合併前よりも非常に回数が多い。これは事実です。したがって、これも見直すべきではないかと思いますが、当局のご意見を伺いたい。

○議長（川端澄男） 市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（田頭 肇） 市役所職員の退職者のあっせんの窓口システムということでございますが、確かに今60歳で定年退職された方は元気でございます。そしてまた、今のいわゆる昭和20年、終戦以降の生まれの方は年金の付与期間が63歳あるいは65歳と、こういった段階になりますので、その辺では年金までの間、何らかの職務について生活の安定をもたらせるようなということでは、考えとしては十分わかります。また、我々もそのような環境をつくればよろしいのでございますが、先ほど申しましたように、公務的なものでは、一応条例上は退職後も再任用ということでは設けております。その間にこの行政改革、財政改革ということでの人件費の節減とか、そういったものが優先されるような状況の中で、なかなか市として人材を抱えるということがまず難しい状況になっております。

技能的な面を持ち合わせた方については、臨時職員とか、そういうことで現在も雇用は続けております。ただ、事務職については、なかなか今のところは市の関連業務ということでは難しい状況

になっております。

先ほど申しましたように、民間の方でもなかなかあっせんするまでの受け皿というのが難しいという実情を申し上げました。堺孝悦議員もおわかりかと思いますが、今のところは退職者については、自主性にお任せするということになっております。あくまでも就職を希望する方でございます。再雇用を希望する方でございますが、中には今後の第二の人生ということで自分なりの道を選択する方も随分ございます。

それから、今の各特殊勤務手当の残っている科目については、総務部長から答弁いたさせます。

それから、集合税、旧大畑町が6期割りであったと、それが8期になったということでの煩わしさ。これは、合併のとき税制部会として協議いたしました。4期のところもございました。ただ、旧むつ市は10期でございましたが、その辺で納期割り、納期金額について、総括表を委員の皆さんに配布しながら、より納付しやすい形態というもの協議した経緯があります。4期、6期という中では、8期の方がそれだけ二つの納期が多くなって、金額を分散することでのメリットがありますが、今堺孝悦議員おっしゃったような、何か頻繁に来る圧迫感とか、そういうことにつながるといことでは、それはそれで理解できます。最高ではありませんが、最善の納期の方法ということで合併の際に8期割りに設定した経緯がございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、除雪に伴います機械の業者特定等については、建設部長から答弁をいたさせます。

○議長（川端澄男） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 除雪に関しまして、2点ほどのご質問があったと思いますけれども、それらについて私からお答えをさせていただきます。

まず、一部直営から全面委託になったことについてでございますけれども、それをもとに戻す考

えはないかというふうなことでございますが、現在はそのような考えは持っておりません。ただし、一部直営に劣らないきめ細かい除雪ができるように業者の方に要請をしましてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

2点目の凍結防止剤の関係でございますけれども、この散布車の貸し付けについてであります。冬期間の路面凍結を防止いたしまして、車両が安全に通行できるよう凍結防止剤散布車により交差点あるいは坂道、その他凍結により危険と思われる箇所に凍結防止剤を散布しております。現在この作業は市が保有しております散布車を建設業者に貸し付けて実施しておりますが、散布車を貸付委託する場合は、散布車及び凍結防止剤、これは25キログラム入りの袋でございますが、その約400袋を格納できる車庫、倉庫、さらには運転手は無論のこと、凍結防止剤を積み込む作業員を冬期間の深夜から早朝にかけ、ほぼ毎日待機させることのできる業者でなければならぬなど、貸付時の条件が厳しいことから、受託業者がなかなか見つからず、こちらからお願いして実施していただいているのが実情でございます。

大畑地区におきましては、初めての貸付委託となりましたことから、これらの条件に加え、散布車による作業経験を持ち、この種のノウハウを熟知した運転手を雇用している業者をお願いし、受託していただいた経緯がございます。議員ご指摘のように、今後は委託条件を満たすような業者があれば、参入をさせてまいりたいというふうな考えでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川端澄男） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 特殊勤務手当についてお答えいたします。

まず、残っているものと、さらに改正したものもございますので、若干説明したいと思います。

これまで税務手当につきましては、税務課に勤

務している職員全員に支給しておりました。それを平成19年度から収納事務を担当する職員だけに絞り込みました。

それから、福祉現業手当、これにつきましては、平成18年度までは福祉事務所に勤務している職員全員に手当を支給しておりました。これを生活保護の担当者だけに支給してございます。

それから、感染症等防疫作業手当、これは一日仕事に従事すれば300円支給することになっていきますけれども、今のところ、これ実績ございません。幸いにしてないということでございます。

それから、死体処理作業手当、これは行き倒れでお亡くなりになった方の作業手当でございます。こういうものが残ってございます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 4番。

○4番（堺 孝悦） 部長から、融雪については、これから参入したい業者にも、それは十分その道を開くということで答弁いただきました。1年目は過渡期ですからやむなしという部分があったと思います。やはり僕が一番心配するのは、特殊だとか慣れていたとか、そういう問題ではなくて、やはり数多くの方々に就業させる、そして競合をするというコストダウンの面を図らなければいけないということで、一つはそういう姿勢でいってほしいと、これだけです。

あともう一つ、地方公務員の再就職、これも確かに個人のプライバシーの問題あります。しかし、従来の企業とか職業にとらわれない、つまり新しい職業をつくるぐらいの気構えがなければ、僕はこれからの時代を乗り切れないと思っていますので、従来の企業に就職するという事はもちろんですけれども、退職した方々でいわゆる起業、起こすという精神をぜひ持ってほしい。そういうことで、どこかに就職するのではなくて、自ら出資をし、ノウハウを持ってむつ市政のため、市

民のために企業を起こす、ぜひそういう指導をしていただきたい。これ要望です。

それから、特殊勤務手当、何かなるほどと思うような部分もありますけれども、例えば税の収納については、このような部分で特殊勤務手当を払わざるを得ないだろうというものがありましたら、後で個人的に聞きます。

それから、徴収方法、これを合併協議会で十分協議したら8回が妥当であろうということをやったと。ただ、払う方ともらう側では大分差があるわけですから、やはり僕たちとしては払う方の立場で物を考えなければいけないということで、これも8回も決して固定したのではなく、8回よりも6回でも、もしも住民の方が望ましいのなら6回でいいのではないかという気がします。これももう一回よく十分これから先、納税する側の立場でぜひ検討していただきたい。

これで終わります。

○議長（川端澄男） これで、堺孝悦議員の質問を終わります。

午後2時45分まで休憩いたします。

午後 2時35分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

濱田栄子議員

○議長（川端澄男） 次は、濱田栄子議員の登壇を求めます。9番濱田栄子議員。

（9番 濱田栄子議員登壇）

○9番（濱田栄子） むつ市議会第192回定例会におきまして、市長職務代理者であります副市長に一般質問いたします。市民クラブ濱田栄子でございます。よろしく願いいたします。

質問に先立ちまして、このたび急逝されました牛滝春夫議員と杉山肅市長のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

1項目2点についてご質問いたします。

1点目ではありますが、「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」を目指して作成されました新市まちづくり計画の基本方針に示されており、海洋科学研究拠点の形成についてお伺いいたします。大きくは、関連研究機関の誘致集積や居住環境の整備等が挙げられておりますが、杉山市政が目指した海洋科学研究都市の構想について、これまでの経緯と次期市政にどのように継承されるおつもりかお伺いいたします。

2点目の2005年、2006年と開催されてきました日本海洋科学振興財団むつ海洋研究所等、3機関共同開催の環境科学シンポジウムの今年度における計画はどのようになっているのか。

2点についてお伺いいたします。

○議長（川端澄男） 市長職務代理者副市長。

（田頭 肇市長職務代理者副市長登壇）

○市長職務代理者副市長（田頭 肇） 海洋科学研究都市ということでの直近の市長への質問は、堺孝悦議員がなされた経緯がございます。その答弁は、まだ今道半ば、そしてこれから市内のその3機関ともども研究を進めていくというようなことで、たしか答弁が終わっていたと思います。今の質問につきましては、次期市政にどのように継承するのかというお尋ねでございますので、これまでの経緯に触れながらお答えしたいと思います。

当市における海洋科学とのかかわりは、原子力船「むつ」が実験航海の終了に伴い解役となり、三つの海洋研究機関が設置された平成7年に始まり、世界最大級の海洋地球研究船「みらい」に生まれ変わって、関根浜港を母港に回航した平成9年から本格化の道のりを歩み始めたと言えようかと思っております。この間故杉山市長は、世界に

冠たるウッズホール海洋研究所が所在しますアメリカマサチューセッツ州ファルマス町を手本にむつ市を国際海洋科学研究都市にする構想を抱き、その実現に努めてまいったところであります。むつ市の中・高校生たちをファルマス町の子供たちと同じような環境で学ばせてあげたいという思いを常々語っておられ、それなどへの熱き思いが故杉山市長をして恒久的財源の確保に心血を注がしめ、使用済燃料中間貯蔵施設の誘致に結びついたものと思っております。これまで市長においては、独立行政法人海洋研究開発機構むつ研究所、財団法人日本海洋科学振興財団むつ海洋研究所及び独立行政法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターむつ事務所等と意見交換等をしてまいりました。こういった状況、経過を踏まえながら、これらを新市長に引き継ぎたいと思っております。

次に、ご質問の第2点目は財団法人日本海洋科学振興財団むつ海洋研究所等3機関共同開催の環境科学シンポジウムの今年度における計画はどのようになっているかとお尋ねでございます。むつ市内に拠点を置く三つの研究機関、すなわち独立行政法人海洋研究開発機構むつ研究所、財団法人日本海洋科学振興財団むつ海洋研究所及び独立行政法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターむつ事務所が国内外に向けて海洋を中心とする環境科学関連の最新の研究成果等をむつ市から発信するという位置づけを持たせながら、市民及び関係研究者に紹介するとともに、海洋科学研究活動の活性化を図っております。

平成17年から海洋環境科学シンポジウムを年次開催し、平成17年は2日日程で二百数十名、また平成18年は1日の日程でございましたが、百数十名の参加があり、成功裏に終了いたしておるところであります。現在本年11月に開催予定の第3回環境科学シンポジウムについて、三つの研究機関

が協議調整に入るところであり、具体的内容はこれからということになると伺っております。このシンポジウムは、第一線の研究者が市民を対象にできるだけ平易な言葉で最新の海洋科学技術を語るものであり、海洋科学に触れることのできるよき機会ととらえておりますので、市民の積極的な参加をご期待申し上げたいと存じます。

参考までに今年度は海洋地球研究船「みらい」の就航10周年に当たり独立行政法人海洋研究開発機構むつ研究所は「みらい」の一般公開、世界の研究者が集う気候変動と海洋をテーマとした国際シンポジウムの開催、「よこすかしんかい6500」の一般公開、市内小・中学校への出前授業などの記念行事を計画しているようであります。3機関には、日ごろより本シンポジウムの開催にとどまらず、科学技術の普及啓蒙に、また小・中学生の理科教育などに力をおかりしているところであります。

以上でお答えといたします。

○議長（川端澄男） 9番。

○9番（濱田栄子） 丁寧なご答弁、ありがとうございました。

市長が目指したマサチューセッツ州ファルマス町にありますウッズホール研究所ですが、私もちょっと調べてみました。戦前ではありますが、女性の研究人としては、津田塾の創設者であります津田梅子氏や医学博士であります野口英世氏が訪れております。これは、研究所と併設されている臨海生物研究所の方でございますが、さまざまな研究機関があります。このウッズホール研究所では大学院の教育機関が設置されております。また、資金は合衆国海軍と米国科学財団に提供を受けております。特に最近の有名な話といたしましては、タイタニック号の沈没船探査の成功をしておられるロバート・バラード博士も所属しております。深海層の研究のみならず近隣の研究施設には医学

の研究、また生物の研究、さまざまな複合体の研究機関とされております。私たちのむつ市は、まだまだもちろん及ばない状況ではございますが、やはり目指せるだけの資源を持っているのではないかなと思っております。

大畑地区でも最近、海にまつわるさまざまな話題がふえております。先日ではありますが、6月10日に世界一周を目指すヨットでございます「コンテッサ号」、14トン足らずの船でございますが、アラスカを周り、世界縦断の旅に出ました。大畑出身の方がキャプテンということで、大畑港に寄港し、皆様のご協力を得ながら盛大に見送りができました。ありがとうございます。

また、今年度はヤリイカも何十年にもない豊漁ということで、浜もとてもにぎわっております。戦後に訪れた方が、ウッズホール研究所でヤリイカの生の刺身を初めて食べたという報告等もされております。難しい研究だけでなく、私たちに身近な研究もされているのがこのウッズホール研究所でございます。ぜひとも杉山市長が目指されました、どちらかといいますと原子力のイメージが強い杉山市長でございましたが、さまざまな種もまいていかれました。その種をどのように伸ばすか、その芽をどのように摘んでしまうかは、私たちの資質にかかっております。どうぞ次の市長には、この件につきまして、熱い思いで引き継いでいただきますようお願いいたします。スタッフ一同でお願いいたします。

次に、海洋科学研究所等の3団体の皆様で行われております環境科学シンポジウムでございますが、私も2年間参加させていただきました。1年目は、難しい発表ばかりで、英語も発表もありまして、わからないところばかりでございました。けれども、最後の「質問はありませんか」との問いに、やはりこの研究が私たちにどのように関連があるのか、その部分についても教えていただき

たいという言葉を残して帰ってまいりました。昨年2年目におきましては、スルメイカの産卵の写真も見せていただきました。

科学を突き詰めていきますと、神秘に行き当たると思っています。このむつ市は、二つの科学と、そして神秘が融合できる素材を持っていると思っております。どうぞ皆さん、副市長初め職員の皆様、この件に関しては、必ず一步一步地域発展のために進めていただきたいと思います。副市長のご答弁をもう一度お願いいたします。

○議長（川端澄男） 市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（田頭 肇） フランスのジスカール・デスタンが、「政治とは、科学に仕え、哲学を謙虚に具現するものだ」と、こう述べておりました。ひとつそういうことで、我々この研究都市の引き継ぎにつきましては、今濱田議員おっしゃったような熱意を持って伝えたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川端澄男） 9番。

○9番（濱田栄子） 新市長誕生まで、まだ25日ありますので、皆様団結して業務に当たっていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（川端澄男） これで、濱田栄子議員の質問を終わります。

3時15分まで暫時休憩いたします。

午後 3時02分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 会議時間の延長

○議長（川端澄男） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

#### 横垣成年議員

○議長（川端澄男） 次は、横垣成年議員の登壇を求めます。20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） むつ市議会第192回定例会に当たり日本共産党横垣成年、一般質問を行います。市長職務代理者及び理事者におかれましては、明快で前向きなご答弁をお願いするものであります。

まず第1点目、市税についてであります。納期の見直しができないかということであります。旧むつ市は10期の納期でありました。合併して8期となり、前の10期にしてほしいという声が多く私のところに寄せられております。その声を聞き、月々の資金繰りに苦慮している方々には大変大きな問題であると私は感じました。もとの10期に見直しできないかお聞きいたします。

次に、定率減税廃止等による増税についてであります。先週15日までに納税通知書が各家庭に届いたと思っております。私のところにも99万100円という納税通知書が来ました。余りにも高過ぎて、「働けど働けどなお我が暮らし楽にならざりじっと手を見る」ではなく、じっと納税通知書を見るという状況であります。現在の社会的格差は、このように本人の能力や働きぐあいに起因した格差ではありません。悪くなる働く環境、高くなった住民税、高くなった国保税、高くなった年金保険料、高くなった受益者負担などで原因であります。税金などを納めない、支払えない方に対し、ある学者、私は御用学者と言いたいのではあります。口を開けば、権利を言うなら義務を果たせと義務を強調します。もっともだと言う方がほとんどでしょう。しかし、日本の民主的憲法のもとで、その考え方をおかしいと指摘する知識層もしっかりと

育ってきております。ここに私は日本も捨てたものではないなとつくづく感心しているところがあります。

日本国憲法は何と言っているか。戦前は、天皇が主権者だったのですが、今は国民が主権者だと言っているのです。そして、基本的人権を保障しますと言っているのです。戦前と戦後は考え方がぐるっと180度変わったのです。戦前は右を向いて歩いていました。今は左を向いて歩いているのです。ある学者は、それが理解できない、いや、理解しようとしませんか。税金などを払えない人々はどういう状況にあるのでしょうか。皆払えるのに払わない人ばかりでしょうか。中には払えるのに払わない方もいるでしょう。ある学者は、それを一緒にして個人の責任だけを問題にしております。しかし、税金などを払えないほとんどの方は、払いたくても払えないまでに生活が追い込まれている方ではないでしょうか。つまり日本国憲法が保障しなさいと言っている国民主権、生きる権利があるのだと言っている基本的人権が戦後長きにわたる自民党政治の悪政によって無視され、粉々に破り捨てられてきた結果起こっている現象だということでもあります。

ある学者は、個人の責任だけを問題にしようとしています。民主的憲法をしっかりと理解している知識層は、その民主的憲法を破壊しようとしている自民党政治が原因だということをしっかりと見ているわけであり。権利を言うなら義務を果たせというある学者に対し私は言いたい。義務を果たせと言うなら、まず権利を保障しろ、税金を払えと言うなら、払えるだけの生活を保障しろということでもあります。

さて、税金が余りに高いので、前段が長くなりました。このたびの納税通知書により大体どのくらいふえたのでしょうか。2倍でしょうか、それとも3倍でしょうか。むつ市の実態はどうなっ

ているのでしょうか。むつ市としての、それに対する緩和策なるものはあるものかどうか、国保税などに連動するものはあるものか、お聞きいたします。

また、当然苦情等の電話等があると思います。窓口の対応では懇切丁寧な説明に徹底するべきと思いますが、何かお考えがあればお聞きいたします。

さて、2点目であります。教育行政、教師の勤務実態と多忙解消についてであります。昨年私は3月定例会において、教師の多忙解消を訴えました。そのとき勤務実態、勤務がえを含めた勤務実態の調査をするとの答弁でありました。1年が経過しているので、調査を実施しているものと思います。調査結果を知らせてもらいたいと思います。そして、教師の多忙解消の対策を何か考えているものかどうかお聞きいたします。

3点目です。希少動物ツキノワグマとの共生についてであります。ツキノワグマの特定鳥獣保護計画作成についてです。ツキノワグマとの共生については、人間社会のツキノワグマへの理解が不可欠であります。そこで理解の第1段階はツキノワグマの実態調査だと思っております。昨年6月定例会での私のツキノワグマに対する質問に対し、個体数の調査をしており、ことし3月までに調査結果を出すという答弁でありました。調査結果と、それを受けた県の特定鳥獣保護計画作成方針はどうなっているかお聞きいたします。

次、4点目であります。公益通報者保護法を受けた内部通報相談窓口の設置についてであります。公益通報者保護法が昨年4月に施行されたにもかかわらず、内部通報相談窓口を設置している自治体は3割どまりになっているそうであります。この公益通報者保護法の目的は、こう書いてあります。第1条、「この法律は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべ

き措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする」と書いております。日本共産党は、今月6日に自衛隊の憲法違反の国民監視を明らかにいたしました。自衛隊が政府、自衛隊の活動に批判的な市民や政党の活動を監視していたということでもあります。これは、戦前の軍隊の治安機関であった憲兵組織がやがて国民全体の監視機関となり、弾圧機関となった暗黒政治を今日に復活させようとするものであります。この自衛隊の国民監視の実態は、自衛隊員の内部告発によるものであります。私も自衛隊が市民監視や調査をしているうわさをよく耳にしております。

自衛隊員の家族がいろんなサークルに参加しております。自衛隊は、そのサークルや参加者の調査をした結果なのかどうかわかりませんが、隊員の家族はサークルからの脱退を余儀なくされているという話も聞いております。実際告発したいという電話も私にかかってきたこともあります。このようにむつ市も国の機関等があり、内部告発に至る状況がないとは言えません。内部通報相談窓口設置はどのようになっているかお聞きいたします。

5点目、最後であります。福祉行政、リバースモーゲージ制度についてです。前議会で東健而議員も心配をして質問をしておりました。私は、この65歳以上、そして500万円以上の価値を持つ持ち家を持っている方を対象に持ち家を担保に融資するから生活保護から外しますというこの制度は、悪法の一つかなと思っております。むつ市には対象が1世帯となっているようですが、むつ市はリバースモーゲージ制度をどのように考えているか、国の委任事務だからというものの、

この悪法に手を染めない何かよい知恵はないものかお聞きしたいと思います。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（川端澄男） 市長職務代理者副市長。

（田頭 肇市長職務代理者副市長登壇）

○市長職務代理者副市長（田頭 肇） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

まず、市税についてのご質問の第1点目、納期の見直しについてであります。市税の納期につきましては、合併前はむつ地区が10期、大畑地区が6期、川内地区と脇野沢地区が4期となっております。合併協議において8期で集合徴収方式によることで調整して今日に至っております。8期目の納付期限は1月31日となっております。2月から出納整理期間の5月末までは滞納整理期間として市税の確保に向けて税務担当職員が一丸となって市税の確保に取り組んでいる状況にあります。また、8期割りでの納税が厳しい市民の方に対しましては、地方税法にのっとり、納税徴収の猶予として個々の事情に応じまして対応をいたしております。

議員ご指摘のように、現行の制度につきましては、所得税から住民税への税源移譲が行われ、所得の低い住民の方は住民税の税率が上がり、所得税が下がることとなりますほか、平成20年から運用されます後期高齢者保険制度の状況をも踏まえまして、今後さらに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、ご質問の第2点目、定率減税廃止等による増税についてであります。定率減税につきましては、議員ご承知のとおり、平成11年度から景気浮揚対策として、所得税については20%、住民税については15%の減税が行われてまいりました。平成18年度において、国は景気が好転してきたなどとして減税率をそれぞれ10%、7.5%と半減させ、平成19年において減税を廃止することと

いたしております。この定率減税の廃止とあわせて、今年度は税源移譲による税率の改正が実施されたことにより、昨年度と比べて住民税だけを見ても、約1.2倍から1.8倍の増になっております。定率減税につきましては、2年間で段階的に廃止するという緩和措置を講じておりますが、税源移譲につきましては、制度上所得税と市民税を合わせた負担額は変わらないということから、特段の緩和策は税法上講じられておりませんし、当市においても独自で緩和策なるものを講じる予定はございません。

また、定率減税の廃止及び税源移譲による国民健康保険税等への影響はどうかとのご質問ですが、所得の算出方法に変更がなかったことから、国民健康保険税や介護保険料への影響はございません。

窓口での対応につきましては、制度上の複雑さから説明には苦慮いたしており、お年寄りの方々にはなかなか理解できない部分もあると存じますが、懇切丁寧に説明するよう心がけておりますとともに、今後も徹底して説明責任を果たしてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

次に、希少動物クマとの共生についてのご質問にお答えいたします。クマの鳥獣保護計画作成についてであります。横垣議員ご質問のとおり、平成18年6月、むつ市議会第188回定例会におきまして、ツキノワグマについて現在個体数の調査を実施しており、平成18年度中にその結果を公表する予定となっているようでありますと答弁いたしておりますが、県に確認いたしましたところ、ヘアトラップ設置による調査を平成17年度は5月から2月までの期間に200カ所で、平成18年度は同じ期間で132カ所で実施し、平成18年度末で終了の予定であったが、さらに精査が必要なことから、平成20年3月31日まで期間を延長し、採取し

た体毛の解析を行っているとの回答を得ております。このことから、公表は平成20年4月以降になされるものと思われまので、ご理解を賜りたいと存じます。

ツキノワグマによる被害防止対策のため、本年6月5日に下北地域県民局、警察署、市町村、森林管理署、農林関係団体、猟友会、野生動物研究者で構成する下北地域ツキノワグマ被害防止対策協議会が設置され、ツキノワグマの出没、移動状況の把握や地域住民への情報提供等を通して市民の安全安心を確保するための体制がつけられたところであり、さらにこれまで県で行ったヘアトラップによる生息調査とは別にクマに電波発信機を装着し、行動エリアを把握する事業を下北地域で実施する計画が示されたことから、本事業については出没頭数の多いむつ市で実施されるよう要望しております。

また、生息地から住宅街への出没を防止するため、緩衝帯となる里山等においては、雑灌木の刈り払いや生ごみ、空き缶の放置等が行われないよう市民に対する啓発活動を続けてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、野生動物との共生は多くの課題を抱えておりますが、市民の安全確保や農林産物の被害防止を図るため関係機関のご協力を得ながら慎重に進めてまいりたいと存じます。

次に、公益通報者保護法についてのご質問にお答えいたします。近年食品の偽装表示や自動車のリコール隠しなど、国民生活の安全を損なう企業の不祥事の多くが事業所内部の労働者からの通報を契機として明らかにされておりますことから、公益のための通報などを行ったことを理由として労働者が解雇等の不利益な取り扱いを受けることのないよう通報者保護に関する制度を明確化するため、平成16年6月に公益通報者保護法が制定され、平成18年4月1日に施行されております。

この公益通報者保護法の制定に基づき、最近では企業のみならず、行政運営の観点からも違法行為は無論のこと、財務会計にも悪影響を及ぼしかねない不適正な行為を早期に発見し、速やかに是正することが求められておりますことから、本市におきましては、本年5月28日に同法に基づき職員等からの公益通報に関する必要な事項を定め、公益通報者の保護を図るとともに、市職員の法令遵守を推進することにより、公務員に対する市民の信頼を確保し、公正かつ民主的な市政運営に資するため、むつ市職員等の公益通報に関する要綱を定めたところであります。

この要綱の中に内部通報相談窓口にかかわる規定を設け、総務部総務課内に設置いたしましたので、今後は庁内ネットワーク等の活用により公益通報制度について、その周知の徹底を図るとともに、機会をとらえて本制度及び公務員倫理についての研修会等の開催も検討してまいりたいと考えております。

次に、福祉行政についてのご質問にお答えいたします。リバースモーゲージ制度は、要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度という名称で、本年4月から施行されております。この制度が創設されるに至った経緯及び概要等については、平成19年3月、むつ市議会第191回定例会において東議員の一般質問にお答えいたしておりますが、被保護者に対して何の援助もなかった扶養義務者が被保護者の死亡時に家、土地を相続するような現状は社会的公平の観点から国民の理解が得られないため、資産活用を徹底すべきであるとの意見を踏まえ、被保護者が所有する居住用財産の活用を促す施策として創設されたものであります。

市は、この制度をどのように考えているかのお尋ねであります。生活保護事務は地方自治法第2条第9項第1号に規定される法定受託事務であることから、その施行の判断及び内容等につい

て市は関与できないものであり、国の定めた要綱や運営要領に基づき事務を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、この制度の実施主体は、青森県社会福祉協議会となっております。市は、生活保護受給の要否及び貸付対象世帯の該当性を判断し、貸付対象である旨の調査書等を県社会福祉協議会に送付することが主な業務となっておりますことを申し添えておきたいと存じます。

○議長（川端澄男） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 横垣議員の教師の勤務実態と多忙解消についてのご質問にお答えいたします。

まず、むつ市議会第187回定例会においてご質問のありましたむつ市の教師の勤務実態と勤務を離れた課外活動等についての実態調査についてであります。最初に年次休暇平均取得日数についてであります。小学校教員では約10日、中学校教員では5日ないし6日となっております。

次に、週平均の時間外勤務についての実態であります。小学校教員では3時間から4時間、中学校では8から9時間となっております。

なお、勤務時間を超えて仕事をする事由についてであります。小学校では一番多いのが学習指導、2番目に学級経営、3番目に部活動の順となっております。中学校では、1番目が部活動、2番目が学習指導、3番目に学級経営、そして生徒指導となっております。

次に、部活動等についてであります。1週間の平均活動日数は、小学校では3ないし5日、中学校では5日ほどとなっております。

また、1日の平均活動時間は、平日では小学校は1ないし2時間、中学校では2時間ぐらいとなっております。休日では、小学校は3ないし4時間、中学校では3時間ほどとなっております。

むつ市議会第187回定例会でもお答えいたしておりますが、教職員の時間外勤務及び休日勤務は、校長の命令によるものでありますが、教育の特殊性から、教職員の熱意と奉仕的な活動により勤務時間以降や休日における部活動等の課外活動は、各種大会への参加や生徒指導、教材研究や学校個々の事情により違って来るものと考えられます。

多忙解消の対策につきましては、今後とも実態調査結果を踏まえ、学校訪問や、あるいはまた校長会議などを通して学校における会議や行事の見直し等による校務の効率化を図り、一部の教職員に過重な負担がかからないよう適正な校務分掌を整えるとともに、日ごろから教職員が気軽に周囲に相談したり、情報を交換したりすることができる職場環境をつくってほしいことなどを強く要望していきたいと思っております。

また、部活動等の課外活動につきましては、児童・生徒及び教職員の健康管理に努め、過度の負担とならないよう、活動内容や時間について十分配慮してほしいこと、スポーツ活動の指針の趣旨を踏まえ、校内で十分共通理解を図ってほしいこともあわせてお願いしてまいりたいと考えております。

なお、学習面についても、教職員の負担軽減を考えまして、特別に支援を要する児童・生徒への指導のために、市費でスクールサポーター15名を採用いたしまして、必要とする学校12校に配置しているところであります。

さらに、不登校児童・生徒に対応するため、教育相談支援員6名を採用しまして、学校の要望に応じて配置しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川端澄男） 20番。

○20番（横垣成年） 再質問は順不同になりますので、よろしく申し上げます。

まず、一番最後に聞いたリバーズモーゲージ制

度については、法定受託事務ということで市は関与できないということではありますが、私が考えるのでは悪法の一つかなというものについては、ぜひ積極的でなくて消極的な立場で取り組んでもらえればなというふうに思っております。

そして、次であります。まず税金の問題であります。ぜひとも納期、10期へ見直しをよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、税金の定率減税廃止と税源移譲ということで増税になったわけですが、この増税の内訳というのをお聞きしたいと思います。例えば税源移譲による増額は幾らで、定率減税廃止による増額は幾らで、65歳以上の個人住民税非課税措置の廃止による増額は幾らという形でお答えしてもらえればなと思ひます。

○議長（川端澄男） 総務部税務調整監。

○総務部税務調整監（佐藤忠美） 横垣議員の市税についての再質問にお答えいたします。

質問の要旨は、税源移譲、定率減税、それから65歳以上の個人住民税の非課税の廃止に係る金額はどれくらいかということでございます。今ははっきりした数字では申し上げられませんが、概算でお答えしたいと思います。

住民税と申しますのは、市民税と県民税がございまして、二つそれぞれお答えしていきたいと思ひます。

まず、税源移譲ですが、個人市民税は3億1,000万円、それから個人県民税は6億9,000万円、合わせて10億円であります。

それから、定率減税によります増分は、個人市民税が1億700万円、それから個人県民税が7,100万円、合わせて1億7,800万円です。

それから、65歳以上の個人住民税非課税措置の廃止分の増分は、平成19年度といたしまして、個人市民税が560万円、それから個人県民税が336万円、合わせて896万円を見込んであります。これ

ら三つの合計が11億8,696万円と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 20番。

○20番（横垣成年） ありがとうございます。これだけ1年間で11億円というのが市民の懐から徴収されるということではありますが、このたびのこの増税の一方で減税になっているそういう方々があります。例えば大企業減税の規模が約7,000億円、証券株取引優遇の減税が、全国ですけれども、1兆円という形で、結局今回の増税になった分がそういう方たちに再配分されるという、こういう形のものでありますので、やっぱり住民の怒りはおさまらないのではないかなと思います。窓口に来た方への説明の際には、そういうこともぜひ含めた説明をしてもらえれば、よりわかるものかなというふうなことを要望して、これについては終わりたいと思います。

そして、次の問題であります。ツキノワグマの件であります。これはぜひ答弁にありますような形で県と協力して前に進めてもらいたいと思います。去年かなり出没したということで、5,185頭が何らかの形で処分されたというふうなものになっております。この処分されたことに対して、環境省は、もう余り処分するなと、今度は保護をしてほしいというふうな形で指示を出しているということもあります。今全国で1万2,000から1万5,000頭程度と推定されている中で5,185頭の処分でありますから、かなりの数が減少したということで、この通常の生息数を回復するのに、また数年はかかるだろうということを言っております。ぜひともこういう貴重な動物については我々人間も配慮した形で臨んでいかなければいけないということを主張させてもらって次に移りたいと思います。

次に、公益通報者保護法についてであります。

これは今総務課の方に設置されたということをおっしゃいました。私はこの相談を受ける方の準備というか、そういう相談をする方もかなりデリケートな部分を含む、そういう相談内容になるかなと大変危惧しておりますので、そういうことに関して何か配慮するようなものがあるかどうか。ただそこに相談窓口を設置しました、そこに職員を1名配置しました、それで設置しましたというふうな形のものになるのか、それとも相談を受ける職員についてはそれなりの知見を持った方だとか、やはり当然個人情報保護法でその人の相談をよく理解して、その人を守るという立場でやっぱり相談を受けなくてはいけないと思うのです。ただ、はい、わかりました、そうですかという形で聞いて終わるような相談窓口だと全然前に進まない、そういう部署かなというふうに思っておりますので、そこら辺のちょっと構想といいますか、そういうものが何かあればお聞きしたいなと思います。

○議長（川端澄男） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

通報相談窓口につきましては、1名というわけにはまいりません。というのは、通報してきた方と逆に姻戚関係とか、そういうものがありますと、正確な情報の公表等もさまざまな問題が出てまいりますので、私想定しておりますのは、私を含めまして管理職員をその相談窓口に充てたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 20番。

○20番（横垣成年） ぜひともこの相談窓口配置する職員は、そういう相談に来た方をしっかりと守るという立場で臨むような、ただ機械的に対応するということがないようにお願いしたいと思います。

内部告発というのは、先進国では大変重要視さ

れている、そういう存在だというふうに位置づけられているようであります。今アメリカとかイギリスでは内部告発者をどのように呼んでいるかという、「警鐘を鳴らす人」というふうに呼ばれていて、大変社会的に保護すべき、そういう存在だという位置づけをしているようであります。こういう形をとることによって、いろんな機関の不正といいますか、いろんなうみといいますか、そういうのが出されていくと、日本がようやく今これに腰を上げてつくようになったということで、大変おくらしている社会だということも指摘しながら、ぜひともこれについては徹底してそういう相談者を保護していくという立場で臨んでほしいと思います。

そして、最後であります、教育行政であります。大変貴重なデータを教えていただいてありがとうございました。私ちょっと再度確認したいのが、今教職員の事務処理というのが何か多くなっているという話も聞いているもので、そういうものが実際どうなのかということでもあります。国会で我が方の議員が実態をいろいろ調査して質問しているのですが、これは何かその子供を評価する項目がどんどん多くなって12項目を評価しなくてはいけないと。何か毎日つけなさいという指導もあるみたいで、12項目を例えば40人生徒を持って毎日つけるというと、そのつけるのだけで時間が奪われて、自分の教材研究だとか、そういうのがなかなかできなくなっているという実態もあるのかなというふうに思って、私たち、小林美恵子参議院議員ですか、国会で取り上げた子供の評価システムというのは、むつ市ではどういう形になっているのか、ちょっと教えてもらえればと思います。この国会で取り上げたように、12項目も毎日評価しなくてはいけないというのがあるのかどうかをちょっと教えていただければと思います。

○議長（川端澄男） 教育長。

○教育長（牧野正藏） ただいま個別の事例をお聞きしたところでございますが、子供の評価なのか、教員の評価なのか、ちょっと判別できなかったわけでございます。ただ、毎日12項目でしたでしょうか、やるというのは、何を考えますか、これはちょっといき過ぎだろうと私は思うわけでございます、やはりそうではなくて、学期単位とか、あるいはまた月単位とかというふうなことが通常ではないかなと思っているわけでございます。

要するに一番最初の事務処理が多くなっているのはどうかということにつきましては、やはり以前から比べますと、いろんな調査をやってほしいというふうなことが学校現場に来ていることは事実でございますので、ただそれをも1人の先生とか、一部の管理職等々に限らないように、やはり校務分掌の中で適正に職務を分配するといひましようか、配置するということが最も大事かと、このように思っているところでございます。先ほどのその12項目につきましては、もう少しまた後でご意見をお聞きしたいと、このように思っております。

○議長（川端澄男） 20番。

○20番（横垣成年） 今学校週休2日制ということに入っているのですが、これは私たまたま平成6年12月定例会ですか、むつ市の会議録を読んで、そのとき平成7年に週休2日制を学校は実施しまして、それに当たっているいろんな議員が大丈夫なのかという質問をしております、そのときの答弁では、完全学校週5日制導入の趣旨について各学校では授業内容、指導方法等、教育活動全般にわたる教育課程の工夫改善を図ること、休業日となる土曜日において子供たちが主体的に活動することができるようにするため学校外活動の充実を図ること、何かこういう答弁をして、それなりに充

実した教育がなされるというふうなことを予想される答弁をしておりますが、実態を聞くにつれて、かえって忙しくなったという話の方が何か多いように思います。実際の週休2日制ということについて、何か改めて議論、今教育の改革会議の方でもそういうのをしておりますが、もう一つまたテーマにのせながら、実際どうだったのかという、そういう反省点に今あるのかなど。平成7年で今は平成19年だから、もう10年以上完全学校週5日制を導入して、実際はどうかと。

私はこの完全学校週5日制というのに合わせて、前の議会でも言いましたけれども、日本という社会が全体的に仕事オンリーの社会ではなくて、やはり自分の時間も大事にする、そういう社会づくりのために、学校だけではなくて銀行も、そして一般の会社も週休2日制を導入するのだという動きがあったのですが、何か銀行と学校と公務員だけが週休2日制になって、民間は置いてけぼりになって、もう土曜日でも日曜日でも仕事をさせられると。そういうちぐはぐなところがこの完全学校週5日制がうまいことっていないまた原因にもなっているのかなというふうなことを思いまして、そこら辺との絡みで、社会的に完全学校週5日制というのをしっかりと根づかせるためには、やっぱり民間の会社もそれなりの週休2日制を根づかせていかなければならないかなということを感じておりました。そういう意味では、今の日本という社会がこういう休暇という意味ではまだまだ未熟な社会であるということも指摘しながら、今後とも教育関係の方も奮闘して下さることを要望して、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（川端澄男） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

4時10分まで暫時休憩いたします。

午後 4時00分 休憩

午後 4時10分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

澤藤一雄議員

○議長（川端澄男） 次は、澤藤一雄議員の登壇を求めます。14番澤藤一雄議員。

（14番 澤藤一雄議員登壇）

○14番（澤藤一雄） 大畑町選出、新むつクラブの澤藤でございます。むつ市議会第192回定例会に当たり、通告に従って一般質問をいたします。

質問に先立ちまして、4月1日に逝去された同僚であります牛滝春夫議員のご冥福を衷心よりお祈り申し上げます。

そして、この5月31日、むつ市民と青森県民並びに関係者の皆様方に大きな衝撃を与えた杉山市長のご逝去であります。杉山市長には、合併後の議会で私も市長の大きな胸をおかりして、新むつ市のあるべき姿についてこの2年余り議論をさせていただきました。今思いますに、高い識見と深い洞察力、そして人間愛に裏打ちされた市長の、時にはたしなめ、懇々と諭すという大人の対応をしていただきましたことに感謝の念とともに、大きな目標を失った喪失感でいっぱいであります。今はただ、心からなるご冥福をお祈り申し上げます。

それでは質問に入らせていただきます。今むつ市民を取り巻く環境、特に旧町村部では合併によって事実上自己決定権と、唯一の大企業であった役場を失ったことによる余りの衰退凋落ぶりに分離独立を望む声広がっています。大畑町の選出の議員としては、町民の意思が明確なものとなり、政権の受け皿とビジョンが形成された段階で必要な行動をとらざるを得ないという思いがありま

す。

事ほどさように極端な産業の衰退による失業問題、高齢化と人口減少に追い打ちをかけるような医師不足と年金や介護の崩壊とも言うべき社会保険庁のでたらめや介護サービス会社による不正など、官も民も弱い立場の国民を食い物にしてはばからない実態が次々と明らかになるなど、強い者はますます強く、弱い者は医療も満足に受けられず、3万円か4万円の国民年金で生活保護以下の生活を余儀なくされる高齢者の世帯がふえているのが現状であります。

格差社会が広がっています。大都市と地方、大企業と下請、正社員とパート労働者、若者と高齢者、そしてむつ市内でも中心部と旧町村部であります。40代、50代では、パートの仕事もあればいい方です。それでも何とか人間らしく日々の生活を豊かなものにしようと努力を重ねているのが実情であります。

このような中、市民生活を支援するために行政として各種の施策を講ずることは当然のことです。我がむつ市もまた各分野において施策を展開しておられるわけですが、むつ市民大学の開講の趣旨に、市民の生涯学習に対する意欲にこたえとともに、社会参加活動にも配慮して、いつでも、どこでも、だれでも参加できることをモットーとするとうたっていますが、本当でありましょうか。

市民の中からは、車がないと旧町村部からは参加できないという声があります。合併も2年を経過したわけですが、市民大学に限らず、中心部の市民を念頭に企画立案されたのではないかと思われる事業が多いと感じています。意識の転換が必要なのではありませんか。

今回は、市民大学についての質問でありますので、その事業の現状と改善策についてお伺いし、壇上からの質問といたします。

○議長（川端澄男） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 澤藤議員のご質問にお答えいたします。

市民大学の運営についてのご質問のバスの運行についてであります。むつ市民大学は平成5年度より市民の多種多様な学習ニーズにこたえ、生きがいの創造を推進し、自ら学び、自ら運営することを基本方針に開設し、現在に至っているところであります。

事業内容といたしましては、主に講義を中心としての基本コースと、実習を中心としたゼミナールで構成しております。平成18年度からは、合併しました川内地区、大畑地区、脇野沢地区で基本コースを各1回ずつ実施し、ゼミナールにつきましては、各地区でこれまで実施されてきました各種講座を市民大学として認定し、市民が参加しやすい学習機会を提供しているところであります。

ご質問の趣旨は、市民の方々が参加しやすい環境づくりのために、中央公民館における基本コース等にも各地区から送迎バスを運行すべきではないかとのことですが、澤藤議員おっしゃるとおり、その必要性は十分認識しているところでございます。しかしながら、議員ご承知のとおり、市の保有するバスの台数に限りがあること、また財政事情等もあることから、今すぐ実現させることは困難な状況にございますけれども、送迎バスを運行した場合に、それぞれの地区において受講希望者がどのくらいあるかを把握しながら、関係部局とも前向きに協議を重ねてまいりたいものと考えております。

いずれにいたしましても、教育委員会といたしましては、今後とも、いつでも、どこでも、だれでも気軽に参加できる市民大学として充実した生涯学習の構築に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川端澄男） 14番。

○14番（澤藤一雄） 随分旧町村部が加わって範囲が広がっておりますので、事業をやるセクションにおいていろいろご苦労があろうかと思えます。今後ともひとしく市民が参加できる体制を考えながら、各種事業を展開していただきたいと思えます。

終わります。

○議長（川端澄男） これで、澤藤一雄議員の質問を終わります。

### 散会の宣告

○議長（川端澄男） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明6月22日は大澤敬作議員、工藤孝夫議員、目時睦男議員、鎌田ちよ子議員、東健而議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 4時20分 散会

### 議席表

6番	小林	正	議員
7番	菊池	一郎	議員
8番	新谷	功	議員
9番	濱田	栄子	議員
10番	高田	正俊	議員
11番	村川	壽司	議員
12番	柴田	峯生	議員
16番	杉浦	守彦	議員
17番	富岡	幸夫	議員
18番	佐藤	司	議員
23番	川下	八十美	議員
24番	斉藤	孝昭	議員
25番	松野	裕而	議員
26番	東谷	正司	議員

27番	東谷	良久	議員
28番	佐々木	隆徳	議員
29番	立石	政男	議員
30番	竹本	強	議員
31番	杉浦	洋	議員
32番	福永	忠雄	議員
33番	板井	磯美	議員
34番	飛内	賢司	議員
35番	赤松	功	議員
36番	田澤	光雄	議員
37番	徳	誠	議員
38番	佐々木	肇	議員
39番	鎌田	ちよ子	議員
40番	菊池	広志	議員
41番	野呂	泰喜	議員
42番	坂井	一利	議員
48番	千船	司	議員
49番	工藤	清四郎	議員
50番	服部	清三郎	議員
51番	杉本	清記	議員
52番	慶長	徳造	議員
53番	千賀	武由	議員
54番	工藤	直義	議員
58番	中村	正志	議員
59番	富岡	修	議員
60番	川端	澄男	議員